

報告 1 酒々井町制施行130周年記念事業の実施に向けた取り組みについて

町制施行
130周年

記念事業の実施に向けて



日本で一番古い町



2019年・酒々井町誕生130年!!

酒々井町は、明治22年の町村制施行以来、独立独歩の道を歩み続けており、平成31年度には、**町制施行130周年の節目の年**を迎え、群馬県長野原町と並んで“**日本で一番古い町**”です。

— 町制施行130周年記念事業実行委員会を設置 —

町では、来年度の記念事業の実施に向けて、今年度より、町内各種団体の代表の皆さんなどを委員とする**町制施行130周年記念事業実行委員会**を設置し、5月15日に、第1回目の実行委員会を開催しました。

— 記念式典の開催なども検討 —

当事業は、記念式典なども開催したいと検討を始めたばかりですが、既存の事業やイベント、また財源についても国・県等の地方創生関連交付金などを有効に活用していきたいと考えています。

町民の皆様の町に対する誇りと、“ふるさと酒々井”への愛着心をさらに深め、町が一丸となって新たなまちづくりへの第一歩に寄与すべく、創意工夫を凝らし計画的に準備を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

報告2 酒々井町男女共同参画計画の策定について



— 男性も女性も活躍できる町へ —

少子高齢化により労働力人口が減少する中、地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要です。そこで、これらの社会情勢や課題に対応するため「酒々井町男女共同参画計画」を平成30年3月に策定しました。

この計画の期間は、平成30年度から33年度までの4年間で、「男女共同参画社会基本法」に基づく、酒々井町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本計画となるものです。

町では、この計画に基づき、男女共同参画をより一層推進してまいります。

目 標

男女が互いを認め合い、支え合い、
一人ひとりが自分らしく活躍できる酒々井町



* 基本目標 *

- I. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- II. あらゆる分野での男女共同参画の実現
- III. 健康で安全安心な社会づくり

～基本的な課題に基づき、各種施策を推進～

報告3 酒々井町空家等対策計画の策定について

空家等の放置は **危険** ⚡ ～あなたの空家は大丈夫ですか？～



空家等対策に取り組みます

— 適切な管理が行われていない空家等が社会問題に —

近年、全国的に空家の発生が大きな社会問題となっておりますが、町内においても年々空家が増加しており、適切な管理が行われていない空家等が、防災・防犯・衛生・景観など様々な面において周辺的生活環境に悪影響を及ぼしています。

当町ではこれらの問題を解消するための対策を総合かつ計画的に実施するため、「酒々井町空家等対策計画」を策定しました。

この計画は、
今後の空家等対策の基礎となります

《主な内容》

- 空家の適切な管理の促進に関すること
- 特定空家等への措置や対処方針
- 対策の実施体制
- 住民等からの相談への対応
- 空家等の利活用の促進 等

— 空き家の適正な管理は、所有者の役割です —

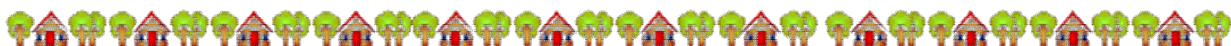
個人の財産である空家の適正な管理は、第一義的には所有者の責任ですが、空家等対策を推進するには所有者だけでなく、町、地域、事業者等が連携して取り組んでいくことが重要です。

この計画を基に空家等対策を推進してまいりますのでより一層のご理解とご協力をお願いいたします。



空家等に関してお困りなことがありましたら、

まちづくり課にご相談ください！



報告4 平成30年度ゴミゼロ運動について

5月27日開催 16.41トンのゴミを収集!

快適できれいなまちづくりに、
ご協力ありがとうございました。

本年度のゴミゼロ運動につきましては、5月27日に町民の皆様と各種団体のご協力をいただき、無事終了することができました。

当日は天候に恵まれて、**4千人を超える**多くの町民の皆様にご参加をいただき、**16.41トン**のごみが収集されたことをご報告しますとともに、ご協力いただきました皆様にこの場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

今後も、町民の皆様のご協力をいただきながら、きれいなまちづくり、地域ぐるみの環境美化活動を展開し、不法投棄のないまちづくりに努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

報告5 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

平成30年3月議会において議決された「青少年交流の家」に係る訴えの提起について、4月10日に酒々井町の顧問弁護士事務所である東京平河法律事務所と契約を締結し、4月16日に、訴訟物の価額**267万3,515円**での**建物の引**



建設途中となっている「青少年交流の家」

き渡し及び違約金117万5,563円の支払いを求め千葉地方裁判所へ**訴状の提出**を行いました。

その後、6月7日に千葉地方裁判所で第1回口頭弁論が行われました。



～これまでの経緯～

平成27年11月19日

中央台公共用地内に青少年交流家を建設すべく株式会社ヤマロクと工事請負契約を締結。

平成28年3月31日

工期中の不誠実な態度及び工期内に完成しなかったことにより、契約を解除。

→町は出来高精算による建物の引渡しを求め、代理人弁護士をたてて交渉。

この間、株式会社ヤマロク側も代理人弁護士をたてて、当初請負金額1,175万5,638円をはるかに上回る2,446万791円を町に請求。

平成28年9月～

株式会社ヤマロク側弁護士より請求の内訳を後日通知することであったため、町はその内訳書の到着を待っていたが、何ら通知がない状況が続く。

そこで、町は出来高による精算金額を推計したところ、875万円となったが、この金額は、株式会社ヤマロク側の請求額2,446万791円と大きく食い違った。

双方の主張が対立し、話し合いによる解決が困難であると判断されたため、訴訟による解決を図る。

→平成30年3月議会定例会で議決を求め、可決される。

— 今後について —

今後、裁判所より判決または和解勧告がなされ、受け入れる場合は、議会の議決が必要となります。ただし、この内容に不服がある場合は、裁判の継続または上訴することとなります。